

令和7年度 北海道三笠高等学校におけるいじめ防止教育の年間計画

| | 会議等 | 防止対策 |
|-----|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 4月 | ○職員会議 | ○新入生アンケート ○ライフスキルアップ講座 ○ほっと ○ネットパトロール |
| 5月 | | ○スマホケータイ安全教室 ○ネットパトロール |
| 6月 | ○いじめ防止対策委員会 ○学校評議員会 ○職員会議 | ○生活アンケート ○いじめアンケート ○生活面談週間 ○1学年進路講話 ○校内研修会 ○ネットパトロール |
| 7月 | | ○1学年進路講話 ○ネットパトロール |
| 8月 | ○職員会議 | ○1学年進路講話 ○ネットパトロール |
| 9月 | | ○PTA研修会 ○1学年進路講話 ○ネットパトロール |
| 10月 | ○いじめ防止対策委員会 ○職員会議 | ○進路別講演会 ○生活アンケート ○いじめアンケート ○ほっと ○ネットパトロール |
| 11月 | | ○薬物乱用防止防犯教室 ○校内研修会 ○ライフスキルアップ講座 ○生活面談週間 ○ネットパトロール |
| 12月 | ○職員会議 | ○性の講話 ○ネットパトロール |
| 1月 | ○職員会議 | ○個人面談 ○ネットパトロール |
| 2月 | | ○いじめアンケート ○ネットパトロール |
| 3月 | ○いじめ防止対策委員会 ○学校評議員会 ○職員会議 | ○ネットパトロール |
| 随時 | | ○スクールカウンセラーによる面談 ○特別支援委員会 |

1 いじめ防止等対策に関する基本理念

- (1) いじめの芽は、どの生徒にも生じうるという緊張感を持ち、学校の内外を問わず、いじめが発生しないようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) 生徒同士が、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する自主的活動を推進する。

2 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての、基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

3 いじめの定義

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、その行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

4 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 いじめ防止対策委員会
- (2) 構成 校長 教頭 教務部長 生徒・進路指導部長 各学級担任 養護教諭
なお、必要に応じて外部有識者（三笠市、三笠市教育委員会、スクールカウンセラー等）を加えることができる。

5 いじめの防止等に係る対応

いじめ防止対策委員会は、次の各項について、各分掌等と連携を図りながら、その円滑な実施について統括する。

- (1) 全校的な教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修の実施
- (3) いじめ防止等に係る関係機関との連携
- (4) いじめの防止及び早期発見のための取組
- (5) いじめが発生した場合の対応プログラムの策定とチーム編成
- (6) 年間計画の企画と実施、反省と改善

6 いじめの防止等に係る全職員の具体的な取組

- (1) 個別面談やいじめアンケート調査等とおした早期発見のための取組
- (2) 教科・科目の授業実践とおした道徳教育の推進
- (3) 「豊かな心」の育成を観点とした教育活動の推進
- (4) スマートフォン等のモバイル端末利用のリテラシーの確立
- (5) 校内研修の実施
- (6) 寮務委員会の定期開催による情報交換と実態把握